パブリックコメント等で出された意見とその対応

第2次総合計画(素案)に対し、パブリックコメント等で寄せられた意見とその対応は次のとおりです。(パブリックコメントの意見募集期間:令和3年12月15日(水)~令和4年1月14日(金))

○意見等提出件数:①パブリックコメント 25件(提出者5名)

②市議会 35件

③総合計画審議会委員 12件

④庁内 9件

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	文章、誤字脱字などについて (全般) パブコメ	意図の読み取れない文章、誤字脱字、言葉の誤りや説明の誤りなどがあまりに多いです。数頁に1度ほどの頻度で見つかります。 ただ文章がまずいだけならまだしも、例えば18頁「感染拡大により浮き彫りになった課題に対して・・・強靱な社会を築こうとする動き(DX)が加速しており」などは、意図が全く違ってしまいます(コロナで判明した課題対応だけを目的にDXが進んだわけではないでしょう)。	意図の伝わらない文章、誤字脱字の 存在など、文章の精査ができておらず、 誠に申し訳ございません。いただいたご 指摘を重く受け止め、文章等の更なる精 査をさせていただきました。
2	用語について (全般) パブコメ	「関係人口」「シェアリングエコノミー」などの語句の説明が少ないです。そもそも印が付いた言葉の説明も載っていません。足りないだけならまだしも全く掲載されていない状態でパブリックコメントを実施するのは親切心に欠け、読み手のことを考えていないとしか思えません。	ご覧いただいた素案の表紙裏面で触れておりますが、用語につきましては、後ほど(本文が確定した後)に加えさせていただく予定です。 その一方で、用語の意味が不明であることで、本文の内容が全く読み取れない場合には、ご指摘のとおり、パブリックコメントに適さないと思われますので、貴重なご指摘として受け止め、今後に生かさせていただきます。
3	基本計画の目標値について (全般) パブコメ	目標について、同じ健康寿命なのに 目標が違ったり、子育てひろばの年間 利用者数を3倍にする一方で、観光客 数は維持であったりと、どうしてその ような目標にしたのか分かるように してくれないと市民としては理解で きません。特に観光客数はその直前に 「観光客の増加」と言っています。 また、例えば83頁で「まちづくり 案の策定数」とありますが、「まちづ くり案」が何なのか分かりません。用 語の件と合わせて、言葉の説明も数値 の根拠も載っていないいない状態で、	現在の行政計画の策定状況等をみますと、有識者、関係者等の検討のもと、多くの分野別計画が策定されております。 基本計画に掲げた目標値は、分野別計画に目標の定めがある場合にはそれを用い、また、分野別計画がない場合には施策所管課との調整の下、目標を設定しております。 第2次総合計画の文章量もあり、目標値のそれぞれの根拠を示すことは困難ですが、先に述べた目標値の考え方につきましては、75頁から77頁の施策の

		それで良いのかどうか市民にどうやって判断しろというのでしょうか。	見方に説明を加えさせていただきます。 100頁における年間入込観光客数の実績値と目標値が、基本方針において観光客の増加を目指す」と記載されているにも関わらず同じ数値であることにつきましては、コロナ禍によって、減ってしまった観光客数を平成29年度時に回復させることを踏まえてのものですが、ご指摘のとおり、誤解を招くおそれがありますことから、説明を追加いたしました。 また、83頁のまちづくり案につきましても、ご指摘のとおり、現在の文章では分かりにくいと思いますので、地区計画等の例示を加えさせていただきました。
4	パブリックコメント後の文章 の調整等について (全般) パブコメ	政策云々以前に、市民に読ませる気がないとしか思えません。文章は後ほど整える予定というのも、それでは何でもありになってしまい、パブリックコメントの意味をなさないのではないですか。文章の推敲、説明の追加、目標値の理由の記載などをしっかり整えてから、もう1度パブリックコメントを行っても良いくらいでしゃないでしょうか。これで「パブリックオントをしました」と本当に言えるのすか。市の屋台骨となる計画のはずです。それがこのような品質では、役所としての信頼性すら疑われます。真摯に向き合っていただくようお願いします。	パブリックコメントに際し、文章の 精査ができておらず、誠に申し訳ありません。いただいたご指摘を重く受け止め、文章等の更なる精査をさせていただきました。 「文章は後ほど整える予定というのも、それでは何でもありになってしまい」とのご指摘ですが、パブリックコメント後にまちづくりや施策の方向性を変更する場合は、パブリックコメントで市民の皆様からいただいたご意見、市議会や総合計画審議会からいただいたご意見に対応する場合のみとなります。 担当部署による文章の変更は、素案の表紙裏面でも触れておりますとおり、内容を変えずにより分かりやすい表記とする場合、誤字脱字を修正する場合などに限ることとしております。
5	序論・第1章 第1次計画の計画期間について (P.2) パブコメ	H13にH13~R3を計画期間として第1次計画を策定したとありますが、最後の1年はコロナで延伸したと聞きました。正確でない表記だと思います。延伸したことがどこにも書かれていないようですが、記載すべきでは。	ご指摘のとおり、第1次計画の計画期間は1年間延長しております。内容の分かりにくさを避けるため、延長した1年間を含めて計画期間とさせていただきましたが、いただいたご指摘から、1年間延長した旨の説明を加えさせていただきました。
6	序論・第1章 Iot に関する表記について (P.2) 市議会	「従来の Iot」の表記について、変更前の文章の方が具体的で分かりやすい。	いただいたご指摘から、次のように表記を変更しました。 〈変更前〉 従来の IoT* (モノのインターネット)・ ビッグデータ*・AI*等の技術革新に加え、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく社会全体のデ

			ジタル・トランスフォーメーション (DX*)が求められるようになりました。
7	序論・第2章第1節	「どのような大規模災害が起こっ	〈変更後〉 従来の IoT* (モノのインターネット)・ ビッグデータ*・AI*等の技術革新に加 え、オンライン化・リモート化による働 き方改革・学び改革・くらし改革、テク ノロジーを駆使した災害対応等の推進 による社会全体のデジタル・トランスフ オーメーション (DX*) がさらに求めら れるようになりました。 国では、「強くしなやかな国民生活の
	(3) 国土強靭化地域計画について(P.4)市議会	ても機能不全に陥らず、いつまでも元 気であり続ける」という表現に非常に 違和感を持つ。	実現を図るための防災・減災等に資する 国土強靱化基本法」(国土強靱化基本法) に基づく国土強靱化地域計画について、 「どのような大規模自然災害が起こっ ても機能不全に陥らず、いつまでも元気 であり続ける「強靱な地域」をつくりあ げるためのプラン」としております。 この度、策定作業を進めている「あき る野市国土強靱化地域計画」は、同法第 13条に基づくものであることから、同 計画の説明に当たり、国の表記を引用さ せていただきました。
8	序論・第3章第2節 (3) ①地域のブランド化に ついて (P.8) 各課	秋川流域 E ツーリズム*の推進を下記のとおり変更する。 持続可能なツーリズムの推進	このとおり表記を変更しました。
9	序論・第4章第1節 グラフ4「歳入(自主財源・ 依存財源)の構成比の推移」 について (P.13) 市議会	「割合」となっているので、金額ではなく、割合の棒グラフとした方が良い。(以前のものから、) 特にコメントが削除されたので、割合で示さないと変化が読み取れない。	
10	序論・第4章第1節 グラフ5「歳出(性質別)の 構成比の推移」について (P.14) 市議会	割合で比べないと変化が分かりにくい。	いただいたご指摘から、グラフを変更しました。
11	序論・第4章第2節 人口動態の変化について (P.17) 審議会	下から2行目 「本市の魅力を高め、定住人口の増加に取り組む〜」とあるが、人口を「増加」と表現している箇所はここだけである。その後は、すべて「人口減少」などという表現になっている。整合性はとれているか。	「人口減少」の表現は、現在の状況を示しており、17頁の「定住人口の増加」は、取組の方向性を示すものであるため、整合性はとれているものと考えております。

12	序論・第4章第2節 持続可能な社会づくりの推進 に関する本市への影響等の表 記ついて (P.21) 市議会	「本市は、本格的な人口減少・少子 高齢化社会を迎えており・・・」とあ るが、変更後の文章は分かりにくい。 変更前の文章の文末だけを次のよう に変えれば良いのではないか。 「~市の施策展開においても、SDGs の推進に取り組むことが必要です」	いただいたご指摘から、次のように表記を変更しました。 〈変更前〉 本市は、本格的な人口減少・少子高齢化を迎えており、こうした状況に対応できる持続可能なまちづくりを進めることが必要です。持続可能なまちづくりの実現は、SDGs が掲げるビジョン「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」に重なる部分が多くあり、我が国におけるSDGs達成に向け、本市においても持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進め、SDGs の推進に取り組むことが必要です。
			〈変更後〉 本市は、本格的な人口減少・少子高齢化を迎えており、こうした状況に対応できる持続可能なまちづくりの必要性が高まっています。持続可能なまちづくりの実現は、SDGs が掲げるビジョン「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」に重なる部分が多くあります。これらのことから、我が国におけるSDGs 達成に向け、本市においても持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進め、市の施策展開を通じて、SDGs の推進に取り組むことが必要です。
13	基本構想・第3章第2節 基本理念4について (P.33) 審議会	基本理念4の内容は、これ自体が地域共生社会の文言ではないか。基本構想の中に、地域共生社会の実現という文言を入れた方が良いのではないか。	いただいたご指摘から、基本理念4に 「地域共生社会の概念を踏まえ」を追加 しました。
14	基本構想・第4章第1節 (1) 快適で住み続けられる 都市づくりの推進について (P.34) 市議会	以前に示された基本構想 (素案) の 文章にあった「緑豊かな環境の創出」 は重要な施策の1つであり、それを削 除してしまうことは大いに疑問。	いただいたご指摘から、本市の特性として、「豊かな自然環境を有する」点を加えるとともに、基本計画各論の内容を踏まえ、表記全体を精査しました。
15	基本構想・第4章第1節 (2)緑豊かで良好な都市景 観の形成について (P.34) 市議会	以前に示された基本構想 (素案) の記載と今回の記載では、意味合いが全く異なる。 以前に示された基本構想 (素案) の文章に書かれていた、現存する緑地空間(自然)を保全することと、土地利用の中で緑地空間を創出することと、	いただいたご指摘から、緑地空間の保全と創出について、再度位置付けるとともに、基本計画各論の内容を踏まえ、表記全体を精査しました。

		その2面性を確保するという重要な 視点が、変更後の文章ではばっさりと 切り捨てられている。 この度示された基本構想 (素案) の 文章では、現存する緑地空間の保全は されないことになり、都市的土地利用 だけで、どうやって「気候変動対策」 や「生物多様性の確保」をしていくの か、文章に矛盾がある。 変更前の二面性の確保については 残すべき。	
16	基本構想・第4章第1節 (3) 安全で利便性の高い都 市基盤の充実について (P.34) 市議会	以前に示された基本構想 (素案)の 文章にあった、重要な次の3点が変更 前の文章から抜けて落ちている。 ※道路整備における自転車や歩行者 への通行の配慮 ※河川整備計画を定めること ※河川整備において自然に近く良好 な水辺環境を損なわないよう配慮す ること この3点は残すべき。	いただいたご指摘から、「道路整備に おける自転車や歩行者への通行の配慮」 「親水や生態系の保全を含めた治水・利 水・河川環境の整備や保全」について、 再度位置付けるとともに、基本計画各論 の内容を踏まえ、表記全体を精査しまし た。 「河川整備計画の策定」については、 その前段である「治水・利水・河川環境 の整備や保全の在り方」を検討すること としたため、計画策定の言及は行わない こととしました。
17	基本構想・第4章第2節 (2)活力ある商工業の振興 について (P.35) 市議会	以前に示された基本構想 (素案) の 文章にあった次の 2 点をなぜ削除し たのか。 「自立した職住近接型のまちづくり」 「まちづくりの視点をもった商店街 の集客力向上」	ご指摘いただいた「自立した職住近接型のまちづくり」「まちづくりの視点を持った商店街の集客力向上」につきましては、施策として位置付ける予定でおりましたが、まちづくりの要素が強く、現段階において、産業振興分野で取り組むことは困難であるとの結論に至りました。 このため、まちづくりの方向性から記載を削除しました。
18	基本構想・第4章第2節 (3) あるきたくなる街あき る野を目指した観光業の振興 について (P.35) 審議会	「観光客の増加と観光産業の発展」 とあるが、例えば、東秋留駅のトイレ などは、観光トイレとは言いがたいも のである。市の考え方は。	現段階において、施策として個別に 取り上げる状況ではないため、第2次総 合計画への直接的な位置付けはありま せんが、当該トイレの取扱いにつきまし ては、市としても課題の一つとして認識 しております。
19	基本構想・第4章第2節 (4)消費志向に合わせた都 市型農業の推進について (P.36) 市議会	この度示された基本構想 (素案) の 文章では、遊休農地 (耕作放棄地) の 課題があることが伝わらない。	いただいたご指摘から、遊休農地の増加など、本市の農業が抱える課題を記載するとともに、基本計画各論の内容を踏まえ、表記全体を精査しました。
20	基本構想・第4章第2節 (5)健全な森林の育成・自 然と調和した林業の推進につ いて (P.36) 市議会	この度示された基本構想 (素案) の 文章では、林業の課題 (木材価格の低 迷、経営者の高齢化) が書かれていな いため、取組だけ示されても分かりに くい。	いただいたご指摘から、木材価格の低 迷、林業従事者の高齢化など、本市の林 業が抱える課題を記載するとともに、基 本計画各論の内容を踏まえ、表記全体を 精査しました。

21	基本構想・第4章第3節 (4)水と緑に恵まれた生活 環境づくりの推進について (P.38) 市議会	以前に示された基本構想 (素案) に書かれていた身近な自然を保全するという重要な視点が、変更後の文章には抜けて落ちている。	いただいたご指摘から、身近なな自然 に相当する「市街地における緑」につい て、再度位置付けるとともに、基本計画 各論の内容を踏まえ、表記全体を精査し ました。
22	基本構想・第4章第4節 (1) 市民が生涯を通じて健 康で安心して暮らせる保健・ 医療等の充実について (P.38) 市議会	以前に示された基本構想 (素案) に書かれていた「地域住民、健康づくりに関わる各種関係団体と行政が協働し、地域ぐるみで取り組むことが重要です。」という文章に当たるのが、変更後の「地域における健康づくり活動の支援等に取り組み」ということなのかもしれないが、内容はかなり異なる。取り組みの縮小ということか。	いただいたご指摘から、基本計画各論の内容を踏まえ、関係団体と行政との協働という考え方を示すことが適切であるとの結論に至り、表記全体を精査しました。
23	基本構想・第4章第4節 (3)障がい者が地域で安心 して生活できる福祉の充実に ついて (P.39) 市議会	ノーマライゼーションの説明が「同等に生活できる」という短い言葉になってしまっていて分かりにくい。 「障害の有無にかかわらず、一般市民と同等の生活と権利が保障されるノーマラーゼーション」としてはどうか。	いただいたご指摘と基本計画各論の 内容から、「障害のあるなしに関わらず、 人権が尊重され、差別なく生活できるノ ーマライゼーション」に変更するととも に、表記全体を精査しました。
24	基本構想・第4章第5節 (1)人権尊重教育の推進に ついて (P.40) 市議会	「性同一性障害」ではなく「性的少数者」の方が良い。いずれにせよ「性同一性障害」ではなく、「性同一性障害者」	ご指摘から、性的少数者に変更しま した。
25	基本構想・第4章第5節 (1)人権尊重教育の推進に ついて (P.40) 市議会	人権問題について、いじめ等の犯罪 にもなり得る人権問題の並びに高齢 者、外国人、性的マイノリティ等を記 載しているのには抵抗感がある。	ご指摘から、次のとおり表記を変更しました。 〈変更前〉 全ての市民が個人の価値を尊び、安全に安心して暮らせる社会を実現するため、いじめや虐待、高齢者、障がい者、外国人、性同一障害などの人権問題について、学校教育や社会教育活動などを通じて考え、 〈変更後〉 全ての市民が個人の価値を尊び、安全に安心して暮らせる社会を実現するため、いじめや虐待等の問題や、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者などの人権課題について、学校教育や社会教育活動などを通じて考え、
26	基本構想・第4章第5節 (3)青少年の健全育成の推 進について	変更前の冒頭3行「青少年の関わる 様々な社会問題~必要となっていま す」は重要。削除しない方が良い。	いただいたご指摘から、基本計画各論の内容を踏まえ、不登校状態にある児童・生徒や青少年を取り巻く環境につい
	(P. 40) 市議会	変更後の「学校や家庭、地域社会の連携の下〜推進します」の文章は、「地	て記載を加えるとともに、表記全体を精 査しました。

27	基本構想・第4章第5節 (4)個性を生かす学校教育 の充実について (P.40) 市議会	域社会の連携の下」「地域ぐるみによる」というダブった表現になっている。「地域ぐるみによる」を削除できるのでは。 変更前の冒頭3行「今後、社会の変化〜支える必要があります」は重要。削除しない方が良い。	いただいたご指摘から、児童・生徒 の育成に関する現状について記載を加 えるとともに、基本計画各論の内容を踏 まえ、不登校状態にある児童・生徒や青 少年を取り巻く環境について記載を加
28	基本構想・第4章第6節 (1)財政運営の健全化について (P.41)	変更前の文章の方がはるかに分かりやすい。(他の箇所にも共通するが、 方針の背景を削除してしまうと、方針の中身は分かっても意図が伝わらず、	えるとともに、表記全体を精査しました。 文章の精査ができておらず、誠に申し訳ありません。いただいたご指摘から、まちづくりの方向性の箇所の表記全体を確認し、基本計画各論の内容を踏ま
29	市議会 基本構想・第4章第6節 (4)協働によるまちづくり の推進について (P.42) 市議会	全体として分かりにくい文章となる。) 変更後「本市の魅力を発信し」を加えた意図は? これまで「協働のまちづくり」は、あきる野市民との協働のまちづくり、という意味で使われてきたように思う。 市外の企業、事業者との協働ということであるとすれば、丁寧な説明が必要ではないか。	え、施策の背景を追記するなど、表記全体を精査しました。 「本市の魅力を発信し」は、施策の一つであるシティプロモーションを意図したものでありますが、分かりづらい表記となっておりましたので、「SNS等を通じて、市の魅力を発信するシティプロモーション」と変更しました。また、協働のまちづくりについて、分かりづらい表記となっておりましたので、基本計画各論の内容を踏まえ、表記全体を精査しました。
30	基本構想・第4章第6節 (5) 広域行政・広域連携の 推進について (P.42) 市議会	変更後の文章は分かりにくい。人口減少によって、なぜ資源が限られるのか。なぜ広域的な課題が増えるのか。単なる資源ではなく、人材、財源といった言葉が必要。 変更前の最初の2行だけを削除し、「高齢化や人口の減少に伴い、財源や人的資源の~」以下の文章を生かす方が良い。	いただいたご指摘から、基本計画各論 の内容を踏まえ、表記全体を精査しまし た。
31	基本構想・第5章 第1節 今後の人口の見通し の<留意事項>について (P.45) 各課	・各年 10 月 1 日時点人口 (平成 17年 (2005年) ~平成 27年 (2015年) は国勢調査に基づく実績 ・令和 2年 (2020年) は住民基本台帳に基づく実績、令和 7年 (2025年) 以降は推計値) について、下記のとおり修正する。・各年 10 月 1 日時点人口 平成 17年 (2005年)~平成 27年 (2015年) は国勢調査に基づく実績・令和 2年 (2020年) は住民基本台帳に基づく実績、令和 7年 (2025年) 以降は推計値	ご指摘のとおり表記を変更しました。

0.0	甘 大 排相 . 竺 「 辛	ノ切辛東西へ	デ化体のしむ N 主引も亦声しむしょ
32	基本構想・第5章 第2節 将来人口(シミュレーション) (P.46) 各課 基本構想・第6章 土地利用について (P.48) 審議会	〈留意事項〉 ·各年10月1日時点人口(平成17年(2005年)~平成27年(2015年)は国勢調査に基づく実績について、下記のとおり修正する。 ·各年10月1日時点人口平成17年(2005年)~平成27年(2015年)は国勢調査に基づく実績 土地利用について、「国、東京都における土地利用の考え方を基本にしながら」とあるが、基本という表現は適さないのではないか。あきる野市の独自性を出すという趣旨の表現とすると良いのではないか。	ご指摘のとおり表記を変更しました。 いただいたご指摘から、「国、東京都 における土地利用の考え方や本市の特 性を踏まえながら」と変更いたしまし た。
34	基本構想・第6章 土地利用について (P.48) 市議会	変更後の文章に、都市計画マスター プランが入らないのはなぜか。	変更前の文章では、都市計画マスター プランを位置付けておりましたが、都市 計画マスタープランは都市計画区域に おけるまちづくりに関する計画である のに対し、この箇所では、都市計画区域 内外に限らず、本市の土地利用について 記載をする必要があるため、記載を変更 しました。
35	基本計画 総論 第4章第2節 進捗管理の体制 (P.74) パブコメ	経営会議とは何でしょうか。重要な会議のようですが。メンバーは誰がいて、いつ開くのですか。これも説明がなければ妥当かどうかの判断ができません。	いただいたご指摘から、経営会議を用 語解説に加えることとしました。
36	基本計画 各論 第1章第1節 快適で住み続けられる都市づ くりの推進、基本方針につい て (P.83) 各課	既存ストックの有効な活用を下記の とおり修正する。 既存ストックの有効活用	ご指摘のとおり表記を変更しました。
37	基本計画 各論 第1章第1節 快適で住み続けられる都市づくりの推進、施策の内容について (P.85) パブコメ	空き家があるのは市街地だけでは ないのでは。目的が市民生活の安全・ 安心の確保なのか、市街地の維持なの か分かりません。	本市における空き家対策は、「あきる野市空家等対策計画」に基づき、各種の取組を進めていくこととなります。同計画の中で、対象とする空き家は、市内全域を対象としております。 ご指摘から、次のとおり表記を変更しました。 〈変更前〉 空き家の実態把握に努め、市民生活の安全と安心を確保するため、建物所有者への指導等を通じ、管理されていない空き家の適正管理を図り、市街地の荒廃や空

38	基本計画 各論 第1章第2節 緑豊かで良好な都市景観の形 成、課題と対応の方向性につ いて (P.86) 市議会	変更後、次の項目を削除した意図 は。重要な視点で入れるべき。 ※ 密集した市街地における防災 ※ 崖線部の緑地の管理 ※ 都市的土地利用と生物多様性の 共生 ※ 都市的土地利用を制限する制度 の検討	洞化が発生しないよう、市街地の維持に 努めます。 〈変更後〉 市民生活の安全と安心を確保するため、 空き家の実態把握に努め、建物所有者への指導等を通じ、管理されていない空き 家の適正管理を図ります。 ご指摘いただいた項目の多くは、課題 として認識しながらも、現段階において 具体的な取組が困難であるため、削除したものとなります。 しかしながら、ご指摘から、課題として何らかの取組が可能である「崖線部の 緑地の管理」「都市的土地利用と生物多様性の共生」につきましては、再度の位置付けをさせていただくこととしました。
			一方、「密集した市街地における防災」につきましては、防災に資する緑地には一定程度の広さが必要であり、概念としてはご指摘のとおりであるものの、現段階では取組が困難であるとの結論に至りました。 また、都市的土地利用を制限する制度につきましては、現段階においては、まずは既存の緑化基準等で対応をさせていただきたいと考えております。
39	基本計画 各論 第1章第2節 緑豊かで良好な都市景観の形 成、基本方針について (P.87) 市議会	変更後、景観づくりの取り組みが削除されているが、必要。	現在の基本方針では、景観づくりは、 良好で自然と調和した市街地の形成に 含まれるものとしております。 このため、表記としましては、市街地 の形成に留めることといたしました。
40	基本計画 各論 第1章第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成、緑豊かな環境づくりへの 総合的な取組の施策の内容に ついて (P.87) 市議会	変更後、次の項目を削除した意図は。削除しない方が良い。 ※ 生物多様性あきる野戦略を踏まえた緑地の配慮や都市農地等の確保など、緑の確保を進めます。 ※ 地域のこどもたちの環境学習の一環としての活動推進	ご指摘のとおり、緑地と生物多様性あきる野戦略との関係性を示しておく必要があることから、生物多様性あきる野戦略を再度記載に加えました。また、市民参加による地域づくりに関して、地域の子ども達を対象とした環境学習としての取組を再度記載に加えました、
41	基本計画 各論 第1章第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成、緑豊かな環境づくりへの 総合的な取組の施策の内容に ついて (P.88) 市議会	変更後に加わった「市自らも手本と なる施策を検討し」という文章に違和 感がある。どういう意味か説明が必 要。	ご指摘のとおり、分かりづらい表記であると思いますので、「市による取組事例の展示等」という表記に変更させていただきました。

42	第1章第3節 安全で利便性の高い都市基盤 の充実、現状について (P.89) 市議会 基本計画 各論	変更前に記載されていた「・市では、河川等の水質を~位置付けられています。」「水量や親水性、生態系などの維持・保全により、河川が本来持つ機能を守ってきました」はいずれも重要。削除すべきでない。 変更後の冒頭にある「東京都におけ	現在の取組の内容を精査し、親水や生態系の保全について、再度記載に加えました。 また、水量の確保は、河川に関する取組としては困難であるため、削除したままとさせていただきました。 基本計画各論第1章第1節1一①道
	第1章第3節 安全で利便性の高い都市基盤 の充実、課題と対応の方向性 について (P.89) 市議会	る都市計画道路の〜整備が必要です」 の内容は、2つめの「市内外を結ぶ幹 線道路〜必要です」に含まれる内容な のではないか。なぜ新たに追加する必 要があるのか。	路の整備の推進と1一②道路施設の整備・維持管理は、都市計画道路の整備に関する取組と、都市計画道路以外の道路の整備に関する取組とを分けて記載したものとなります。
44	基本計画 各論 第1章第3節 安全で利便性の高い都市基盤 の充実、課題と対応の方向性 について (P.90) 市議会	変更前に記載されていた「・人口減少社会に対応したまちづくりを進めるに当たり、本市の汚水処理について、合併処理浄化槽の取扱い等を検討していくいことが必要です」は削除すべきでない。	合併処理浄化槽の活用等は、(仮) 汚水整備計画の策定に当たり検討することが決定されているため、記載から除きましたが、いただいた指摘から、合併処理浄化槽の活用、汚水処理の在り方の検討について、再度記載に加えました。
45	基本計画 各論 第1章第3節 安全で利便性の高い都市基盤 の充実、課題と対応の方向性 について (P.90) 市議会	河川整備計画の策定という文言が 削除されているが、整備計画の策定を しないことになったのか。	河川整備計画の策定につきましては、河川整備の在り方の検討の結果に必要性等が把握されるものであるため、河川整備計画の策定という記載は削除させていただきました。 また、河川整備計画を策定しないこととなったというものではありません。
46	基本計画 各論 第1章第3節 安全で利便性の高い都市基盤 の充実、汚水処理による持続 化膿な公共水域の保全の施策 の内容について (P.92) 市議会	変更前の①~⑤までは、もう少しコンパクトにまとめる必要があると考えるが、⑥汚水処理の在り方の検討については、削除すべきではない(特に最初の3行)。変更後の文章に、下水道整備のことしか書かれていないのは、明らかにおかしい。この文章では、従来通り、下水道で汚水処理整備を進めることを宣言していることになる。汚水処理の手法の1つとして浄化槽の整備も併せて進めることを明記すべき。	合併処理浄化槽の活用等は、(仮)汚水整備計画の策定に当たり検討することが決定されているため、記載から除きましたが、ご指摘から、誤解を招くおそれがあるため、合併処理浄化槽の活用を含めた汚水処理の在り方検討について、施策として再度位置付けることとしました。
47	基本計画 各論 第1章第3節 安全で利便性の高い都市基盤 の充実、河川の整備の施策の 内容について (P.92) 市議会	変更前の③にある「治水・利水・環境」の3本柱は河川法に謳われた理念である。変更後、「治水・利水」のみで「環境」を削除してしまっているのは、法の理念に反する。「必要に応じて」「損なわないように」というような消極的な表現にすべきではない。	いただいたご指摘から、治水・利水・ 河川環境の整備や保全について、再度記載を加え、これらを基本に、河川整備の 在り方を検討する旨を記載しました。

48	基本計画 各論 第2章第4節 消費志向に合わせた都市型農 業の推進の施策の成果目標に ついて (P.104) 市議会	農地の利用集積(利用権の設定)について、実績値151ha、目標値211haとなっているが、下記のとおり変更する。 実績値15.1ha、目標値21.1ha	ご指摘のとおり表記を変更しました。
49	基本計画 各論 第2章第4節 消費志向に合わせた都市型農 業の推進の施策の内容2②に ついて (P.105) パブコメ	東京都エコ農産物認証制度の目的に則し、農薬だけでなく化学肥料も削減し、環境に負荷をかけない(土中の微生物の働きを妨げない)有機農業を推進する方向性を記したい。 市民が安全・安心に暮らすためには健やかな環境が大前提である	ご指摘のとおり、「東京都エコ農産物認証制度」は、化学合成肥料と化学肥料を削減して作られる農作物を東京都が認証する制度であり、施策の内容の一つとして、同制度の普及・啓発を行うことで、安全・安心な農畜産物の供給を図ることとしております。
50	基本計画 各論 第2章第4節 消費志向に合わせた都市型農 業の推進の施策の内容3③に ついて (P.106) パブコメ	捕獲はあくまで対症療法であるので、根本的解決である「人間と野生動物の共存」について記したい。 山で生きる物が街へ下りて来なくてもすむよう、山を豊かな環境へ再生する取り組みが重要である。	豊かな自然環境を有し、多様な生きものが互いに関係しながら暮らしている本市では、基本計画各論第3章第4節の施策の内容1「生物多様性保全の推進」に示しておりますとおり、自然環境の保全、希少動植物保護の推進等に取り組むこととしております。これらの施策のうちの取組の一つとして、野生動物と人間との共存を目指す「アニマルサンクチュアリ活動」を進めており、この一環として、野生動物が暮らせる環境づくりに取り組むこととしております。
51	基本計画 各論 第2章第6節 秋川の資源を活用した水産振 興の推進の課題と対応の方向 性について (P.110) 審議会	「水産振興に向け、アユのブランド 化等を進める」とある。アユに限らず、 トウモロコシなどを含め、なかなかブ ランド化は困難であると考えている。 その価格設定などを含め、課題が多い と思う。	施策推進に当たってのご意見として 承ります。

52	基本計画 各論 第3章第1節 連帯・交流に支えられた豊か な地域社会の形成と多文化共 生社会の推進の現状について (P.114) 市議会	地域コミュニティ施設の利用について、令和2年度が10年前と比較して減少している旨が記載してある。コロナの影響を受けていることを明記すべきではないか。	ご指摘から、施設利用件数の減少について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もある旨を追記させていただきました。
53	基本計画 各論 第3章第1節 連帯・交流に支えられた豊か な地域社会の形成と多文化共 生社会の推進の現状について (P.114) 審議会	近年特に町内会・自治会の加入率の低下があり、40%台となり防災活動やコミュニティ活動が難しくなってきた。防災活動では私も地域委員会の中で携わっているが、市民の意見を聞くにも町内会・自治会未加入者の意見は聞き取りが難しく、伝達も同じ。加入者アップをどう取り組めば良いか悩んでいる。この問題は町内会・自治会の役員・関係者だけでなく行政を含めて総体制で取り組む必要がある大きな問題だと思います。	ご指摘いただいた内容は、市としても課題であると認識しておりますので、町内会・自治会への加入促進に取り組むことともに、各種団体やコミュニティ団体への支援を通じて、地域コミュニティの活性化に取り組むこととしております。
54	基本計画 各論 第3章第2節 安全な暮らしを守る地域づく りの推進、現状について (P.118) 各課	「南海トラフ地震や首都直下地震など、近い将来、大規模の発生が予測されていることから」とあるが、表記が分かりづらいので、「近い将来、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震が発生すると予測されていることから」としてはどうか。	ご指摘どおりに表記を変更しました。
55	基本計画 各論 第3章第2節 安全な暮らしを守る地域づく りの推進、課題と対応の方向 性について (P.119) 各課	上から2つ目と3つ目について、次のように修正していただきたい。 ・東日本大震災以降、災害に強いまちづくりや個々の備えと地域における防災活動の充実が重要となっており、「自助・共助」の意識や行動力を高めることが必要です。 ・地域防災の要である消防団が組織的に	ご指摘どおりに表記を変更しました。
56	基本計画 各論 第4章第2節 安心して子どもを産み育てら れる環境の整備 (P.136~P.139) パブコメ	児童虐待について、高齢者と障害者 と異なり、市が主体となって行う施策 がない。相談などはしていないのです か。	基本計画各論の第4章第2節安心して子どもを産み育てられる環境の整備の施策3-③地域における子ども・子育て支援の推進において、児童虐待への対応等を位置付けております。 児童、高齢者、障がい者を対象とした虐待等に関する相談があった場合には、関係機関で情報を共有し、対応していくこととしております。
57	基本計画 各論 第4章第3節 障がい者が地域社会で安心し て生活できる福祉の充実の現 状について	・ 市内の障がい者数は、平成31年3月末現在で3,694人(身体障がい者2,304人、知的障がい者706人、精神障がい者684人)となっており、障害福祉サービスの利用者は、増加傾向に	ご指摘のとおり変更しました。

	(P. 140) 各課	あります。そのうち、18 歳未満の児童は、276人(身体障がい者 78人、知的障がい者 178人、精神障がい者 20人)です。について、下記のとおり修正する。・市内の障がい者数は、令和3年3月末現在で3,869人(身体障がい者2,381人、知的障がい者741人、精神障がい者747人)となっており、障害福祉サービスの利用者は、増加傾向にあります。そのうち、18 歳未満の児童は、226人(身体障がい者45人、知的障がい者177人、精神障がい者4人人	
58	基本計画 各論 第4章第4節 高齢者が安心して生活できる 福祉の充実 (P. 144~P. 148) パブコメ	62頁に「高齢者や介護者が安心して暮らせるまちづくりが必要です」などとあるが、障がい者やその支援者、保育従事者が対象にならないのはなぜでしょうか。介護従事者のみ記載するのはなぜですか。	保健福祉分野の施策を進めていくに 当たり、直接的な対象となる子どもや障 がい者、高齢者だけでなく、その保護者 や支援者を支援していくことは、重要な 視点であると認識しております。ご指摘 のあった障がい者やその支援者につい ては、基本計画各論第4章第3節障がい 者が地域社会で安心して生活できる福 祉の充実において、保育従事者について は、基本計画各論第4章第2節安心して 子どもを産み育てられる環境の整備に おいて、支援等に関する施策を位置付け ております。 介護従事者の確保につきましては、高 齢化が進む本市において、さらに注力す る施策の一つとして、記載をさせていた だいております。
59	基本計画 各論 第5章 教育分野における外国人の子 どもの支援について (P. 153~P. 169) パブコメ	子育ての分野では外国人の子供の 支援を書いているのに、教育の分野で は蚊帳の外に置いているようですが、 それはいかがなものでしょうか。	教育分野において、外国人の子どもの 支援が特に必要とされるのは、第4節個性を生かす学校教育の充実であると存 じます。 小・中学校におきましては、日本語が 不自由であるなど、様々な理由により特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍 しております。こうしたことから、基本 計画各論第5章第4節1-③特別支援 教育の推進に記載しておりますとおり、 特別な支援を必要とする児童・生徒の個のニーズに対応できる教育環境・人的配置を整備するとしており、その一環として、外国にルーツを持ち、日本語が不いくこととしております。 ただし、現在の文章では、特別支援教育が障害特性に対応したものと読み取

			れるため、次のとおり表記を変更しました。
			<変更前>特別な支援を必要とする児童・生徒の個のニーズに対応できる教育環境、人的配置を整備し、保護者や周囲への理解を促すとともに、障害特性に配慮した教育課程、個別指導計画を編成し、
			く変更後> 特別な支援を必要とする児童・生徒の個のニーズに対応できる教育環境、人的配置を整備し、保護者や周囲への理解を促すとともに、障害特性等に配慮した教育課程、個別指導計画を編成し、
			市としましては、外国人のお子さんを 含め、あらゆる子どもが等しく教育を受 けられるよう、各種の支援策等を講じて いきます。
60	基本計画 各論 第5章第1節 人権尊重教育の推進 (P.154~P.156) パブコメ	人権問題について、性同一性障害だけで性的指向は対象に含めないのですか。	ご指摘から、より適切な表記として、 「性的少数者」と変更しました。
61	基本計画 各論 第5章第3節 青少年の健全育成の推進、課 題と対応の方向性について (P.159) 市議会	「学校復帰及び社会的自立を」は、「社会的自立及び学校復帰を」の方がよい。教育基本計画(案)では、「社会的自立」が「学校復帰」の前にきている。	ご指摘から、記載の順番を入れ替えさせていたただきました。
62	基本計画 各論 第5章第3節 青少年の健全育成の推進の施 策の内容1①について (P.160) 審議会	「せせらぎ教室」とあるが、野辺 に「落合せせらぎ通り」というものが ある。名前の由来は。	教育支援室である「せせらぎ教室」 の名称について、教育委員会に確認しま したところ、本市の地域資源の一つであ る清流・秋川の流れをイメージしたもの であるとのことであり、ご指摘いただい た「落合せせらぎ通り」との関連性は認 められませんでした。
63	基本計画 各論 第5章第3節 青少年の健全育成の推進の指標について (P.160) 審議会	「不登校児童・生徒の割合(出現率)」を成果指標としているが、不登校児童や生徒たちをどのように支援していくのかということが重要なのであって、その出現率を減らすことが成果目標であることは違和感を覚える。	いただいたご指摘や議会等とのやり 取りを踏まえ、「パブリックコメント時 には指標を削除しましたが、この度の総 合計画(案)では、「90日以上の不登校 の児童・生徒が、支援につながった割合」 という指標を追加しました。

64	基本計画 各論 第5章第3節 青少年の健全育成の推進の指標等について (P.160、P.161) 審議会	「親子鑑賞会の参加者数」とあるが、「青少年」という言葉にはもっと世代が含まれていると考える種、成果指標として不十分ではないか。高校生や大学生に対する対策が成果指標から見えないため、内容の充実をお願いしたい。	「親子鑑賞会の参加者数」につきましては、分野別計画において指標として取り上げられていることを考慮し、そのまま指標とさせていただきます。また、高校生や大学生に対する対策の充実につきましては、施策2③「子ども・若者の社会参加及び社会的自立の支援の検討」の取組について、市内部で協議の上、子ども・若者の支援は、健康福祉や子育て、生涯学習といった様々な視点から、支援の体制や仕組みの構築する必要があることから、次のとおり変更しました。
			〈変更前〉 子ども・若者が健やかに育ち、就業し、親の保護から離れ、公共へ参画し、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、社会参加及び社会的自立の支援策を検討します。 〈変更後〉 子ども・若者が健やかに育ち、就業し、親の保護から離れ、公共へ参画し、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、社会参加及び社会的自立のは知り、は知るなど、またできるよう、社会参加及び社会的自立のは知り、は知るなど、またできるよう、社会参加及び社会的自立のは知り、は知るなど、またできるよう。
			の支援の体制・仕組みを構築していくことを検討します。
65	基本計画 各論 第5章第4節 個性を生かす学校教育の充実 の施策の内容1⑤について (P.164) パブコメ	学校部活動改革とセットで検討されています。令和5年度からは学校部活動の地域移管方針が定められています。あきる野市においても国の動向を注視するとともに、国の方向性に沿うように学校部活動改革を検討することが不可欠であると考えられます。そのため、学校部活動改革に関する政策や取り組みについて記述することが	ご指摘いただいた部活動改革は、教員の働き方改革の一つとして位置付けておりますが、読み取りづらいことがら、次のとおり表記を変更しました。 〈変更前〉 また、ICTの活用、地域との連携等により、教育の効率的、効果的な働き方の実現に取り組みます。 〈変更後〉 また、ICTの活用等による教員の負担
		必要であると考えます。	軽減、地域との連携による部活動改革により、教員の効率的、効果的な働き方の 実現に取り組みます。
66	基本計画 各論 第5章第5節 社会教育の推進について (P.166~P.169)	伝統・文化について、伝統芸能だけ で和紙の保存などが計画のどこにも ないのはいかがなものか。	ご指摘の和紙は、「軍道紙」のことと 存じます。軍道紙は、東京都指定の無形 文化財であるため、この節の施策3-① 「文化財の保護の活用」の対象の一つと

	パブコメ		しております。
67	基本計画 各論 第5章第5節 社会教育の推進、現状について (P.166) パブコメ	学習機会・活動機会の提供を行っている施設が載っていますが、これだけではないのではないでしょうか。 (「~により」という表現も気になりますが、こういった誤りはあまりに多いので指摘しきれません。)	ご指摘のとおり、市が市民等を対象とした学習機会・活動機会を提供している場所は、公民館、スポーツ施設、図書館に限ったものではありませんので、「~により」の表記と合わせて、次のように表記を変更しました。
			市では、公民館、スポーツ施設、図書館により、市民等を対象とした学習機会・活動機会の提供に取り組んでいます。
			<変更後> 市では、公民館、スポーツ施設、図書館等の公共施設を中心として、市民等を対象とした学習機会・活動機会の提供に取り組んでいます。
68	基本計画 各論 第5章第5節 課題と対応の方向性について (P.166) 各課	<変更前> ・ 市民が、生涯を通じて、文化・スポーツ・レクリエーション活動等に親しむことができるよう、学習機会・活動機会の提供、施設の適正な維持管理などに継続的に取り組むことが必要です。	ご指摘のとおり変更しました。
		<変更後> ・ 市民が、生涯を通じて、文化・スポーツ・レクリエーション活動等に親しむことができるよう、学習機会・活動機会の提供などに継続的に取り組むことが必要です。	
69	基本計画 各論 第5章第5節 社会教育の推進、施策の内容 4①について (P.168) パブコメ	障がい者のスポーツ振興の記載がありませんが、これについても取り組むべきではないでしょうか。	基本計画各論第5章第5節4一①ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツの推進において、「誰もが」という表記をさせていただいており、この中には、成人のみならず、子ども、高齢者、障がい者を含むこととしております。
70	基本計画 各論 第5章第5節 社会教育の推進、施策の内容 4①について (P.168) パブコメ	自然環境を活かしたウォーキング などの事例をもとに健康増進のため のスポーツ推進が記述されています。 緑豊かな自然環境はあきる野市のストロングポイントでもあるため、市民 のスポーツ推進と観光地域経済から のスポーツ推進双方について記述す	市としましても、スポーツツーリズム や体験学習、名産品などは、観光資源の 一つとして捉えており、同様の認識であ ります。 本市には多くの観光資源があるため、 それぞれを個別に記載することはでき ませんが、今後の施策推進に当たっての

		る必要があると考えます。例えば、スポーツツーリズムや体験学習(自然環境、トレイルランなど)と名産品(鮎、秋川牛など)をパッケージにしたものなどを通した観光振興なども想定することができます。	貴重なご提案として受け止めさせてい ただきます。
71	基本計画 各論 第6章第3節 組織・人事体制の活性化について (P.180) パブコメ	市組織について、女性の積極的な登 用などには触れないのですが。年齢構 成等と合わせて現状の数値などを掲 載すべきでは。	男女共同参画に基づく施策は、基本計画各論第5章第1節2一①男女共同参画の推進に位置付けており、この一環として、市職員における女性の積極的な登用に取り組むこととしておりましたが、ご指摘のとおり、取組の内容が読み取りづらい状況でしたので、次のとおり表記を変更しました。また、現状の女性職員の登用状況等は、男女共同参画に係る分野別計画である男女共同参画で係る分野別計画である男女共同参画プランや特定事業主行動計画に記載をさせていただいております。 〈変更前〉 全での市民が性別や年齢にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分発揮し、多様な生き方を自由に選択できるよう、男女共同参画及び女性の活躍推進に関する情報提供や意識啓発に取り
			組みます。 〈変更後〉 全ての市民が性別や年齢にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分発揮し、多様な生き方を自由に選択できるよう、男女共同参画及び女性の活躍推進に関する情報提供や意識啓発、様々な分野における女性の活躍推進等に取り組みます。
72	基本計画 各論 第6章第3節 組織・人事体制の活性化の施 策の内容2①について (P.181) 審議会	これからは市職員も、在住地を考慮 して採用を優先するなど、万が一の 際、職員が参集ができる体制を整える べきではないか。	職員採用に当たり、在住地の取扱いに関して特別な定めはありませんが、遠方にお住まいの方であっても、通勤の都合から、本市内や本市近郊に転居される方も多く、結果的に、職員の半数以上は市内に居住しております。 また、大規模な災害が発生した際には、指示等がなくとも、市職員は参集することとなっておりますので、一定の危機管理体制は構築できていると認識しております。

73	国土強靱化	計画の内容は特に問題ないと思い	関連する施策の推進に当たり、参考
10	用語の使用について	ますが、市民の防災意識や災害が発生	とさせていただきます。
	(P. 189∼P. 222) 審議会	した時の対応力が心配される。	
74	国土強靱化	国土強靱化では、「脆弱性」など、	「強靱化」「脆弱性」などの用語は、
	用語の使用について	繰り返しの表現が多い。	この度の国土強靱化地域計画の根拠と
	(P. 189~P. 222)		なる「強くしなやかな国民生活の実現を
	審議会		図るための防災・減災等に資する国土強 靱化基本法」等によるものとなります。
			当該計画では、リスクシナリオごとに
			脆弱性の評価などを行うこととされて
			おり、やむを得ず繰り返しの表現が多く
			なっておりますので、ご理解くださいま
			すようお願いいたします。
75	国土強靱化	災害時には女性への性暴力等が起	ご指摘のとおり、報道等によります
	女性の目線について	きることがしばしば指摘されていま	と、災害時には、性暴力の発生等が懸念
	(P. 189∼P. 222)	す。「治安の悪化」に入るのかもしれ	され、これらは「治安の悪化」に関する
	パブコメ	ないが、国土強靱化地域計画の中に、 女性の目線を入れて物資や避難スペ	事象の一つとして捉えております。 また、災害に強いまちづくり等を進め
		ースを検討する必要があるのではな	る地域防災計画の策定等に当たっては、
		いでしょうか。	女性の目線を取り入れているとともに、
			男女共同参画の分野別計画である男女
			共同参画プランにおいては、施策の一つ
			として、「防災活動における男女共同参
			画の推進」を掲げております。
			これらのことを踏まえ、基本計画各論
			第5章第1節2-①男女共同参画の推 進について、次のとおり表記を変更しま
			した。
			<変更前>
			全ての市民が性別や年齢にとらわれる
			ことなく、それぞれの個性や能力を十分
			発揮し、多様な生き方を自由に選択でき
			るよう、男女共同参画及び女性の活躍推 進に関する情報提供や意識啓発に取り
			組みます。
			<変更後>
			全ての市民が性別や年齢にとらわれる
			ことなく、それぞれの個性や能力を十分
			発揮し、多様な生き方を自由に選択でき
			るよう、男女共同参画及び女性の活躍推
			進に関する情報提供や意識啓発、様々な
			分野における女性の活躍推進等に取り 組みます。
			この度の国土強靭化地域計画におき
			ましては、最悪の事態の想定等を中心と
			しているため、女性の目線に関する記載
			はありませんが、男女共同参画や防災の

			推進に当たり、更なる女性の参画を進め
			ていきます。
76	国土強靱化 外国人への情報伝達について (P. 189~P. 222) パブコメ	国土強靱化のうち情報伝達について、日本語が通じない外国人に向けた 対応を記載すべきでは。	この度の国土強靭化地域計画では、基本計画の施策とリスクシナリオを対応表で整理しております。 この表において、基本計画において、市政情報の発信・共有を含む第6章第4節協働によるまちづくりの推進の大半
			に「◆」をつけておりますとおり、国土 強靭化の推進に当たり、情報の共有は非 常に重要な視点であると考えておりま す。 第2次総合計画は、SDGsの考え方を 踏まえておりますので、情報伝達の対象 は全ての市民であり、当然のことなが ら、外国にルーツのある方も含まれてお ります。
77	国土強靱化 リスクシナリオについて (P. 189~P. 222)	強靭化計画については、市の総合計 画にはそれらしい記載がありません でしたが、市内の主な街道である睦橋	国土強靱化地域計画のリスクシナリ オは、基本的に行政区域内が対象となり ますので、市の国土強靱化地域計画はあ
	パブコメ	通り、滝山街道、五日市街道、檜原街 道等は都道でありそのリスクシナリ オの設定は東京都が行うのでしょう か、若しくは市の基幹的みとして扱う のがが不明確であります。 仮に東京都の扱いであるのであれば、都との細かな調整が必要であり、 市が進める「まちづくり計画」の実す。 関連項目としては、電線地下化、建物 耐震化、防災設備等 特に道路の両側にあるため、道路側に倒壊しやすくなっています。これだけの本数の電柱が倒壊した場合、電しようか。例示した場所の先には、五日市警察署や檜原村があり緊急出動が困難になると思われます。	きる野市を、東京都の国土強靱化地域計画は東京都を対象とすることとなります。 道路は、避難経路の確保、物資の搬送の確保など、様々な点において重要な役割を担うことから、リスクシナリオも多岐に及ぶこととなり、電柱の倒壊防止という点を取りましても、道路管理者との連携、ご指摘いただいり点を取りましても、道路できれた災害できるとはできましては、原因となった災害の規模的にお答えすることはできませんが、この度策定する国土強靱化地域計画のの度策定する国土強靱化地域計画のの度策定する国土強靱化地域計画のの度に当たりましては、こうしたリスクの度策に当たりましては、こうしたリスクの方法である。
78	国土強靱化 第6節 脆弱性の分析・評価 と対応の方向性 【目標1】人命の保護を最大 限図る1-4について (P.199) 各課	土砂災害特別警戒区域におけるるを土砂災害特別警戒区域におけるに修正する。 土砂災害特別警戒区域におけるる開発行為や建物の建築、宅地建物取引については、東京都や事業者により、一定の制限等が設けられています。とあるが、事業者が制限を設けられるのか?	ご指摘のとおり変更しました。 土砂災害特別警戒区域では、宅地建物 取引業者は、当該宅地又は建物売買等に 当たり、土砂災害特別警戒区域における 開発の許可についての重要事項説明を 行うことが義務付けられていることか ら、一定の制限等という表記としており ます。

79 その他 パブコメ

- 1. 政府のデジタル田園都市国家構想の全体像:令和3年度補正予算・令和4年度当初政府予算(約2.1兆円):下記項目全てについては特に自治体と関琿する施策・来年度予算であり当市職員が関与しなければならない項目と考え、本計画素案追加事項としました。
- (1)「5G 等の早期展開」(2023 年まで に普及率 9 割に):携帯電話等エリア 整備事業:
- (2)「光ファイバーのユニバーサルサービス化」:高度無線環境整備事業: (3)「データセンター(5年程で地方を整備)、海底ケーブル(3年程で日本ー周敷設)等の地方分散」の地方分散によるデジタルインフラ強靭化事業(デジタル田園都市スーパーハイウェイ(第)
- (4)マイナンバーカード普及推進:
- (5)特に自治体と関連する施策・来年度予算
- ①自治体のデジタル技術の活用・普及 を後押し(1,000 億円)
- ②悩み抱える子どもへの相談体制強化:スクールカウンセラーなど重点的に配置する学校を大幅増に(77億円)(6)デジタル人材の育成・確保(政府予算約14億円):2026年度迄にデジタ
- 予算約14億円):2026年度迄にデジタル関連技術を身につけた人材を230万人確保する
- ①国家公務員・地方公務員を対象として、統計の作成・分析・利用に必要な理由や手法の習得を目的とした研修を実施
- ②オンライン講座等の実施:データサイエンス・オンライン講座、ナショナルサイバートレーニングセンターの強化、統計リテラシー向上セミナー⇒地域情報化の推進(情報化アドバイザーの派遣)
- (7)地方の課題を解決するためのデジタル実装(政府予算約157億円):2024年度までにデジタル化に積極的な自治体を1,000に、交通・農業・医療・防災などの分野で支援
- ①デジタル化による消防・防災の高度 化

市の推進に関して、全般的な情報提供、ご提案、ご意見をいただき、ありが とうございます。

いただいたご意見につきましては、基本計画各論に位置付けた施策のうち、交通体系の整備、地球温暖化対策の推進、情報通信技術の活用、行政推進体制の整備に関するものと存じます。

具体的なご提案であるため、本計画の 施策として記載することは困難であり ますが、関連する施策の推進に当たり、 参考とさせていただきます。

特に、地球温暖化対策や、行政のデジタル化である自治体 DX の推進に当たりましては、国の動向等を注視する必要があると認識しておりますので、市としましても、さらなる情報収集等に努めてまいります。

②歩道・ガードレールなど自治体の安 全対策を支援(5,000億円) ③その他 □地域課題解決のためのスマートシ ティ推進事業 □郵便局によるマイナンバーカード 利活用推進事業 □分散型エネルギーインフラプロジ ェクト (8) 誰一人取り残されないための取組 (政府予算約37億円):「デジタル推進 委員」を2022年度に1万人以上に ①デジタル活用支援推進事業:この事 業の講師を、携帯電話ショップ等が身 近にない地域を含め、全国的に育成・ 派遣する仕組みを構築するとともに 支援を行う講習会を、全国に於いて実 施 ②その他 □デジタル社会共生社会推進事業(地 域 ICT クラブの普及推進) □地域おこし協力隊の推進 □デジタルの活用による行政相談手 段の多様化 □テレワークセキュリティの確保 □無線 LAN セキュリティの確保 2. 情報化の推進及び職員の活性化に ついて(意見) (1)私生活や仕事に関する情報は自ら 積極的にまず収集すべきと思います。 [I. I. A] (Infomation,,)I magination And Action =①まず関心 のある情報の収集に努め ②その情報 について応用・適用等を考え ③最後 に、思いついたその情報の実現性有無 のために調査等行動する3ステップ を踏むべきと考えます。例えば、情報 源として新聞も良いのですが、テレビ なら殆どの内容が事前に分かるので 事前予約のうえ自分の都合の良い時 に視れます。それを繰り返しているう ちに Imagination が湧き出します。 (2)情報化・業務効率化について(意 見) まず、会議室にテレビと録画再生機 (DVよリBDの方がダビング速度が速 い)を設置し上記 3-(1)の 情報の共 用化を図る、更にパワーポイント会議 ができるインフラをつくり、出来るだ

けペーパーレス化を 目指しては如何 でしょうか。

3. その他(今後予想される施策等に関する意見・情報提供)

(1)政府は自動運転「レベル4(走行ルートなど特定条件下で完全な自動運転)」を次期通常国会に道交法改正案提出し来年度中にも運行を始める考え⇒将来は当市の「るのバス」も考えられますが、費用対効果がどうか?また、学者はサイバー攻撃防止機能を備える必要があると言っています。

①(株)クリエーターズネクスト(窪田望)②パナソニック ③日立製作所(2)それは、今後、天災異変等に利用が見込まれる「ドローン」についても言えることですが、今までは中国製(セキュリティ上良くない)のそれが買われてきたが、此度、政府の支援もあって初の国産ドローン(セキュリティ確保する)「ACSL」が年間1,000機の量産が始まり買換えを奨励してい

(3) 先日、東京都知事から「2050 年までに温室ガスゼロ」を目指すため、新築戸建てに太陽光発電義務化する旨発表がありましたが、どちらがメンテナンスを行うか等課題もあり、本検討会が春をめどに発表するとのことです。〈2020 年 1 月 6 日(木)テレビ東京「WBS」単独インタビューより〉

ます

地球温暖化対策は官民が一体となって実施していくことになります ただ、太陽光発電推進の歴史は長く、 旧設置パネルは寿命が来ており、報道

によると価格も下がっており、色々な 報道を視てきましたが、適正価格が分 かりません。下記にそれらに関する情 報をお伝えします。

①「(株)Loop(ループ)」(小嶋祐輔 取締役):『これまでに全国約1,000戸の住宅に太陽光パネルを設置してきた。日本全体でみると、この10年で年々増えている。時に新築の屋根に太陽光パネルパネルを置くのが増えている。設置コストも10年前に比べて1/4ほど下がっている。1戸100万円~150万円』(2022/1/6(木)「WBS」より)②太陽光パネル150万円が無料、"屋

22

根+ EV"で電気を自給(EV を蓄電池として使う)!(2021/6/3「WBS」より)□年々売電価格が安くなってきたので電気自動車(EV)を蓄電池として活用し貯めた電気を自宅で使うこととした。EV から自宅に電気を送る装置を購入設置「ニチコン製 EV パワーステーション」(価格:約44万円・工事費除く)⇒毎月の電気代が1万円程安くなった

○国立環境研究所 地球システム領域 小端拓郎特別研究員:『非常に経済性の高い方法で二酸化炭素削減が可能になる。"ソーラーEVシティー"を勧めていくことが重要である。』建物の70%に太陽光パネルを設置し乗用車を全てEVに切り替えたところ、電力の自給率(全国9都市、国立環境研究所による試算)が、①岡山市(95%)②郡山市(92%)③広島市(90%)~⑨東京23区(53%)となる。

太陽光パネルの価格は今後10年で半額位になると言われており、それとともにEVの価格も今後安くなっていくので非常に効率の高い脱炭素化を行える。

- □(株)シェアリングエネルギー:太陽 光パネルを無料で設置し、日中の電気 料金は最大2年無料、余剰電力を10 年間買い取って電力会社に売ってい
- □(株)アイ・グリッド・グループ(伊藤忠などが出資):スーパーや物流センターの屋根に太陽光を無料で設置(既に170以上の施設に設置)、この会社もユーザーの余剰電力を電力会社に売って収益を上げており、この余剰電力を昨年7月から一般家庭に販売開始した。
- ③〈ご参考〉太陽光発電安全保安協会 (事務局長 水野 衛)加入の幹事会 員:
- ■サンテックパワージャパン((株))
- ■シャープエネルギーソリューション((株))
- ■ソーラーフロンティア((株))
- ■パナソニック((株))

五日市商店街の「まちづくり」に大 武蔵五日市駅前市有地の行きな課題としてこれまで確認されて まては、市におきましても課して記識しており、現在も検討を寄りたくなる場所」、「住民の憩いの場」が無いことがあげられています。	題の一つと 討を続けて 題解決の方
きました主なものとして「観光客が立ち寄りたくなる場所」、「住民の憩いの場」が無いことがあげられています。その解決に大きな妨げになっているのが、下記の3箇所になると考えています。 ①西東京バス 武蔵五日市駅前の事務所があるヤード。②同上 給油所、車両整備所、車両整備所、車両清掃機のあるヤード。	討を続けて 題解決の方
ち寄りたくなる場所」、「住民の憩いの場」が無いことがあげられています。 ご提案につきましては、課業 その解決に大きな妨げになっている のが、下記の3箇所になると考えています。 ①西東京バス 武蔵五日市駅前の事務所があるヤード。 ②同上 給油所、車両整備所、車両清掃機のあるヤード。 ③五日市広場。	題解決の方
場」が無いことがあげられています。 その解決に大きな妨げになっている のが、下記の3箇所になると考えてい ます。 ①西東京バス 武蔵五日市駅前の事 務所があるヤード。 ②同上 給油所、車両整備所、 車両清掃機のあるヤード。 ③五日市広場。	
その解決に大きな妨げになっているのが、下記の3箇所になると考えています。 ①西東京バス 武蔵五日市駅前の事務所があるヤード。 ②同上 給油所、車両整備所、車両清掃機のあるヤード。 ③五日市広場。	•
のが、下記の3箇所になると考えています。 ①西東京バス 武蔵五日市駅前の事務所があるヤード。 ②同上 給油所、車両整備所、車両清掃機のあるヤード。 ③五日市広場。	をの使 刊材
ます。 ①西東京バス 武蔵五日市駅前の事務所があるヤード。 ②同上 給油所、車両整備所、車両清掃機のあるヤード。 ③五日市広場。	
①西東京バス 武蔵五日市駅前の事務所があるヤード。②同上 給油所、車両整備所、車両清掃機のあるヤード。③五日市広場。	
務所があるヤード。 ②同上 給油所、車両整備所、 車両清掃機のあるヤード。 ③五日市広場。	
②同上 給油所、車両整備所、 車両清掃機のあるヤード。 ③五日市広場。	
車両清掃機のあるヤード。 ③五日市広場。	
③五日市広場。	
①は現在でも問題視される箇所で、	
そこはバスの運行以外で車両を留め	
置く事務所兼ヤードでそこの出入り	
には、信号待ちの車両の間を抜け、檜	
原方面からの直進車両を避け、歩道上	
の人を避けながらの入庫になり、かな	
り危険な場所になっています。	
②は危険物を取り扱う文字通り危	
険な場所になっています。	
この①と②の2箇所のヤードを武	
蔵五日市駅前の有料駐車場となって	
いる市有地奥の 郵便局側に集約して	
移転すべきと考えます。	
これは、バス会社にとっても大きな	
メリットになるはずで、またその跡地	
はまちづくりの課題解決に大きな役	
割を果たすことになると思います。	
81 その他 ③五日市広場は3台の駐車場の他 五日市商店街では、地元	事業者と市
パブコメ にいろいろなイベントに使われてい の連携の下、空き店舗の活用	などの各種
ますが、商店街には恩恵がほとんどあ 活性化事業を展開しておりま	す。
りません。ここを「観光客が立ち寄り この度のご提案につきまし	ても、可能
たくなる場所」、「住民の憩いの場」と 性の一つとして受け止めされ	せていただ
して「展望台」を整備することを提案 き、今後の検討材料とさせてい	いただきま
いたします。	
この提案は計画どおりの利用がで	
きていない「あゆみ橋」の利用向上に	
も役立つものです。	